

件名	首都圏中央連絡自動車道 酒蔵高架橋橋梁基本詳細設計
----	---------------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	競争参加資格確認申請書 ※プロポーザル方式適用工事等の場合は「参加表明書」	競争参加資格要件等一覧表 -競争参加要件 --参加表明者に求める事項 ---同種業務	参加表明者の同種業務について、（i）鋼構造・コンクリート-橋梁-基本（予備・概略）設計のデータ登録を行っている実績が求められていますが、データ登録が、業務段階2において実施（詳細）設計-PC上部工（場所打杭）で登録されたNEXCO東日本調査等共通仕様書（令和4年7月）5-7-3基本設計を実施した業務は（i）の実績として認められますか。	技術資料作成説明書5. (1) 証明資料②において、『登録内容確認書では、同種業務の実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること』としております。テクリスのみで（i）鋼構造・コンクリート-橋梁-基本（予備・概略）設計の実績を証明できない場合は、上記に示す証明資料についても提出をお願いします。提出資料により実績を確認できれば（i）鋼構造・コンクリート-橋梁-基本（予備・概略）設計の実績として認められます。